

使用開始日 2013年8月28日

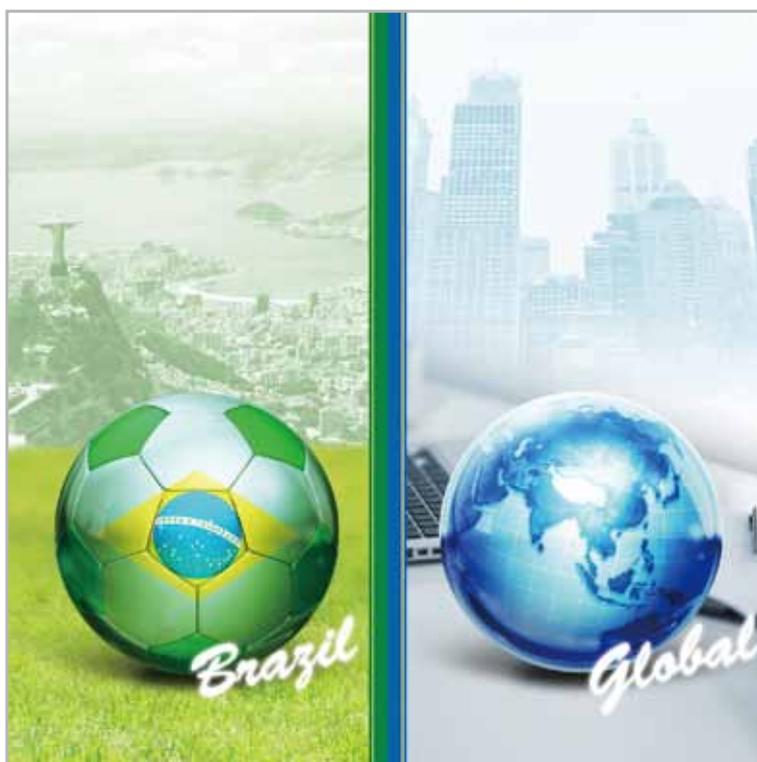
投資信託説明書(交付目論見書)

5778-①

ツインアクセル(ブラジル国債&世界小型株式)《2021-01》

追加型投信／内外／資産複合

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	11兆7,704億19百万円
	(平成25年7月末現在)

- 本文書により行なう「ツインアクセル(ブラジル国債&世界小型株式)《2021-01》」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成25年8月23日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的

- **ブラジル国債および米国を除く世界の小型株式に投資し、信託財産の成長をめざします。**

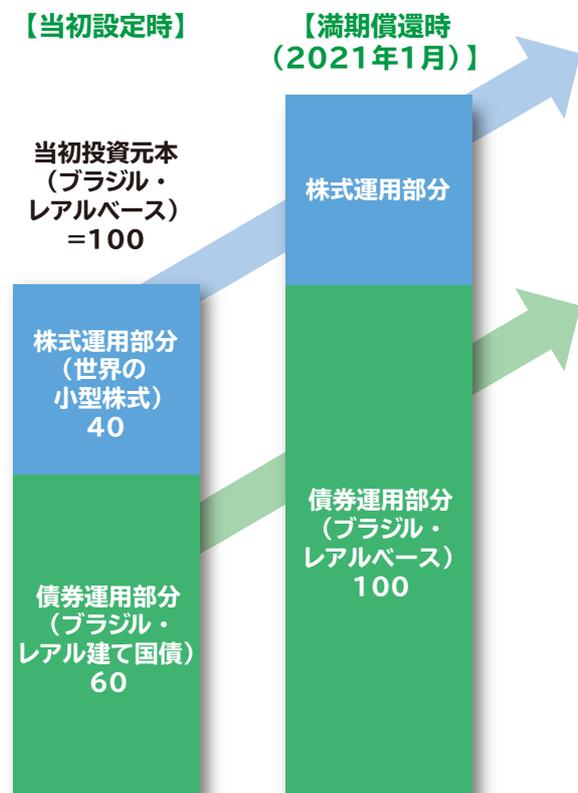
ファンドの特色

- 1** **ブラジル・レアル建てのブラジル国債および米国を除く世界の小型株式に投資します。**

※「株式」にはDR(預託証券)を含みます。
※「米国を除く世界の小型株式」は、新興国を含みます。

- 2** **設定当初の債券と株式への投資比率は概ね6:4とします。その後、為替や株価の値動き等により投資比率は変化します。**

当ファンドのイメージ



アクセラ② 【収益アクセラ】株式の値上がり益、配当等

世界の小型株式に投資し、株式の値上がり益等の獲得をめざします。

アクセラ① 【収益アクセラ】債券の利息、利息再投資収益、債券の償還差益等

高金利で投資適格のブラジル・レアル建て国債に投資し、満期償還時に**ブラジル・レアルベース**で当初投資元本の確保(*)をめざします。

(*) 設定時における金融取引税の税率およびブラジル国債の利回りの水準、また、信託期間中のブラジル国債の利回りの推移によっては、満期償還時に、ブラジル・レアルベースで当初投資元本の確保ができない場合があります。

【ご参考】2021年1月満期のブラジル・レアル建て利付国債データ(2013年7月末時点)

○償還日: 2021年1月1日(約7年) ○最終利回り: 約10.8%
○クーポン: 10%(年2回払い) ○格付け: A-(S&P)/Baa2(Moody's)
(出所)ブルームバーグ

※上記の利回りは、税金等諸費用は考慮していません。

※上記は、償還までの期間が当ファンドの信託期間に近い銘柄として紹介しています。

※上記はあくまでも参考のために掲載したものであり、当ファンドに今後組入れることを保証するものではありません。

※上図はイメージ図であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

※上記の比率はイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。

※満期償還時、途中売却時等に、円ベースで当初投資元本が確保されるわけではありません。
※当ファンドは、債券、株式など値動きのある証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
※債券運用部分は、**ブラジル・レアルベース**での元本確保が達成できたとしても、対円での為替の影響を受けるため、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。

◆当ファンドは、時価総額や売買高の点で規模が小さい世界の小型株式を組入れるため、大量の解約があった場合には、一時的に、比較的流動性の高いブラジル国債の売却で対応する場合があります。

ファンドの目的・特色



債券への投資にあたっては、ブラジル国債のうち償還までの期間が当ファンドの信託期間に近い銘柄を中心とします。



株式への投資にあたっては、米国を除く世界の小型株式の中から、強い競争力と成長性を持つと判断される株式に投資します。

◆米国を除く世界の小型株式とは、米国以外に本社を置いている企業または主たる経済活動を米国以外で行なっているとTCWアセット・マネジメント・カンパニーが判断した企業のうち、株式の時価総額が100億米ドル以下の企業が発行する株式をいいます。

なお、これに該当しなくなった場合でも、当該銘柄を直ちに売却するわけではありません。

※上記の時価総額の基準は、今後変更されることがあります。

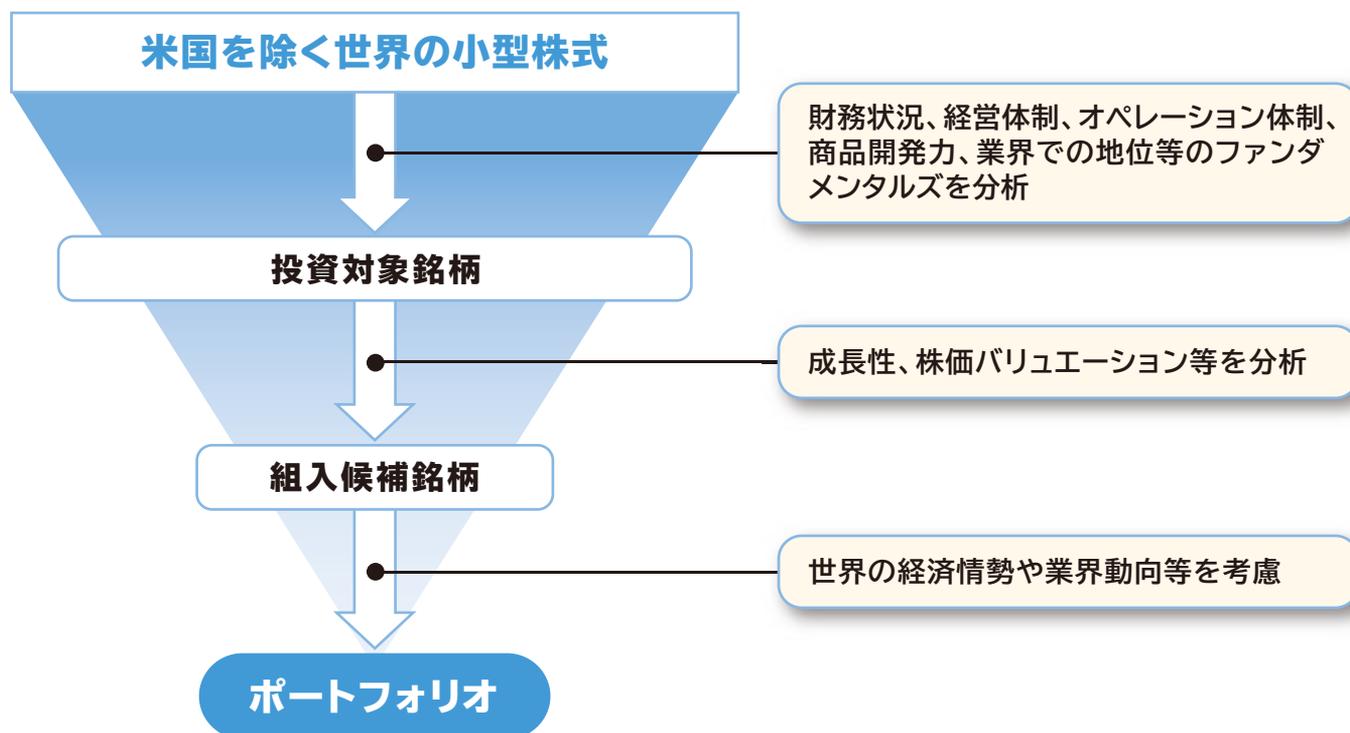
◆実際の運用は、TCWアセット・マネジメント・カンパニーが行ないます。

TCWアセット・マネジメント・カンパニーの概要

- 1971年にロサンゼルスで設立され、40年以上の歴史を有します。
- 約1,307億ドルの運用資産を有します。
- 機関投資家、企業年金、個人投資家向けに資産を運用しています。
- ファンド評価機関から最高評価を得ているファンドを多く運用しています。

※上記は、2013年3月末現在の情報に基づきます。

ポートフォリオ構築プロセス



※DR: Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。

DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。



基準価額が一度でも15,000円を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

◆基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

繰上償還の仕組み

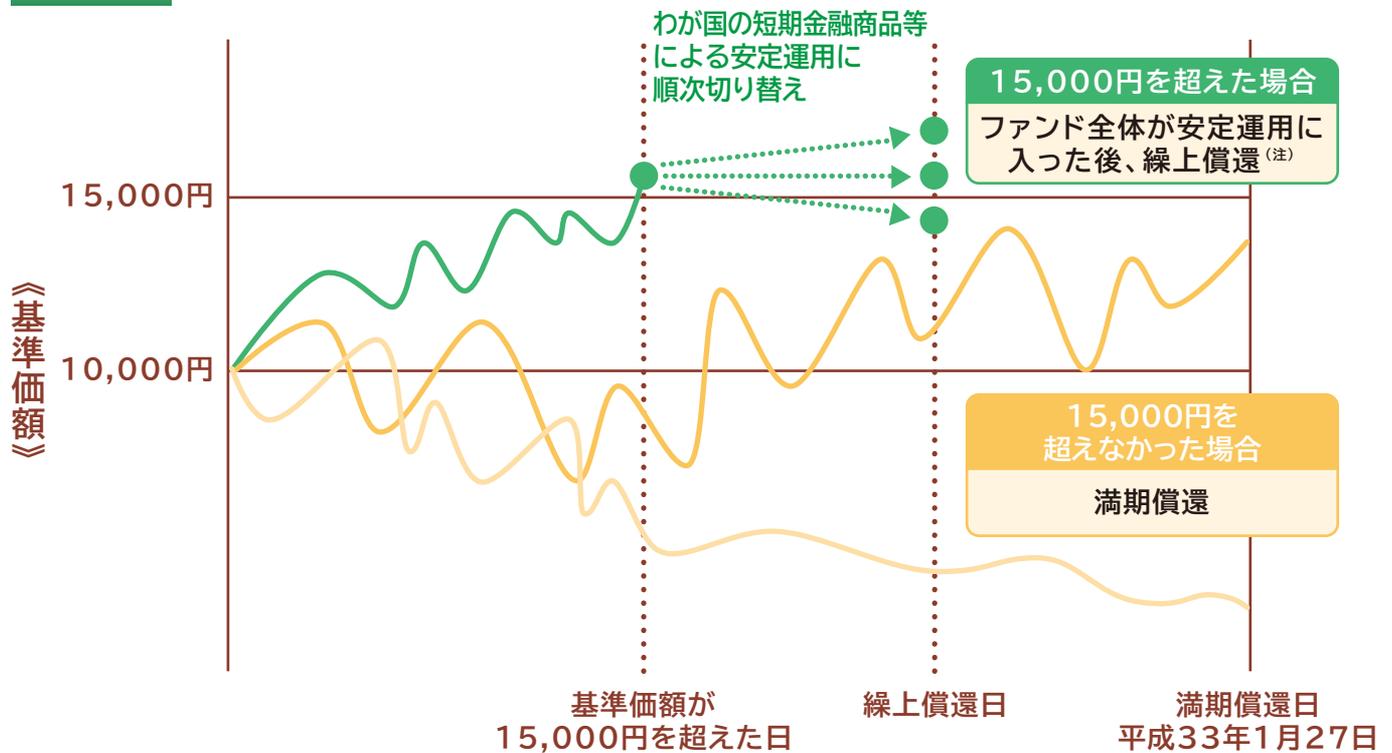
基準価額が一度でも15,000円を超えた場合

わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行います。

ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。^(注)

(注) 基準価額が15,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行いません。

イメージ



◎上記は当ファンドの償還について分かりやすく説明するためのイメージです。
上記は、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※安定運用への切り替えがすみやかに行なえない場合や、投資対象とする投資信託の償還等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が15,000円を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。

※基準価額が15,000円を超えてから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が15,000円以下となることがあります。

※上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が15,000円を超えることを示唆または保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、ブラジル・レアル建てのブラジル国債および米国を除く世界の小型株式に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

◆為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1～4および「ファンドの仕組み」の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。



毎年9月26日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。



当ファンドの購入の申込みは、平成25年10月3日までの間に限定して受付けます。

【投資対象ファンドの概要】

① TCWファンズ-TCW・インターナショナル・スモール・キャップ・ファンド（日本円・クラス）

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
運用の基本方針	主として、米国を除く世界（新興国を含みます。以下同じ。）の小型株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）の中から、強い競争力と成長性を持つと判断される株式に投資し、信託財産の成長をめざします。
主な運用方針	<p>1. 主として、米国を除く世界の小型株式※の中から、強い競争力と成長性を持つと判断される株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>※当ファンドにおいて、米国を除く世界の小型株式とは、米国以外に本社を置いている企業または主たる経済活動を米国以外で行なっていると投資顧問会社が判断した企業のうち、株式の時価総額が当該投資顧問会社の定める一定水準以下の企業が発行する株式をいいます。なお、上記に該当しなくなった場合でも、当該銘柄を直ちに売却するわけではありません。</p> <p>2. ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に留意します。</p> <p>(a) 米国を除く世界の小型株式の中から、財務状況、経営体制、オペレーション体制、商品開発力、業界での地位等のファンダメンタルズを分析し、投資対象銘柄を選定します。</p> <p>(b) 投資対象銘柄から、成長性、株価バリュエーション等を分析し、組入候補銘柄を選別します。</p> <p>(c) 組入候補銘柄から、世界の経済情勢や業界動向等を考慮し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3. 株式の組入比率は通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</p> <p>4. 運用の効率化を図るため、転換社債、ワラント付債券およびデリバティブ取引等を利用することがあります。</p> <p>5. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p>
管理報酬等	純資産総額に対して年率1.07%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	TCWアセット・マネジメント・カンパニー

② ダイワ・ブラジル国債マザーファンド《2021-01》

主要投資対象	ブラジル・リアル建てのブラジル国債
主な投資態度	<p>①主として、ブラジル・リアル建てのブラジル国債に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。</p> <p>②ブラジル国債への投資にあたっては、償還までの期間が当ファンドの信託期間に近い銘柄を中心とします。</p> <p>③為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p>
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社

基準価額の変動要因

- ◆ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆ 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 動 向	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。
公 社 債 の 価 格 変 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
そ の 他	イ. 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 ロ. ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課され、基準価額を下落させる要因となります。 なお、平成25年7月末日現在、税率は0%です。 ※ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- ◆ 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成25年9月27日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成25年9月27日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成25年9月27日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成25年9月27日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	① サンパウロ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日 ② 毎年12月24日 ③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購 入 の 申 込 期 間	① 当初申込期間 平成25年9月11日から平成25年9月26日まで ② 継続申込期間 平成25年9月27日から平成25年10月3日まで
設 定 日	平成25年9月27日
当 初 募 集 額	1,050億円を上限とします。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	平成25年9月27日から平成33年1月27日まで
繰 上 償 還	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託会社は、基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも15,000円を超えた場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。ただし、基準価額が15,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し繰上償還ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき ● すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
決 算 日	毎年9月26日(休業日の場合翌営業日)
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信 託 金 の 限 度 額	2,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 3.15% (税抜3.0%) です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.3965%* (税抜1.33%) *消費税率に応じて変更となることがあります。 ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
(委託会社)	年率0.5% (税抜)	*左記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
(販売会社)	年率0.8% (税抜)	
(受託会社)	年率0.03% (税抜)	
投資対象とする投資信託証券	年率1.07%程度	
実質的に負担する運用管理費用	年率1.8245%* (税込)程度 (投資対象とする「TCWファンズ-TCW・インターナショナル・スモール・キャップ・ファンド(日本円・クラス)」の投資比率を40%とした場合。実際の組入れ状況により変動します。) *消費税率に応じて変更となることがあります。	
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課されます。なお、平成25年7月末日現在、税率は0%です。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 (注1) 普通分配金に対して 10.147% (注2)
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注1) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10.147% (注2)

(注1) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

(注2) 平成26年1月1日から、税率は20.315%となります。

※上記は、平成25年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。